



平成 20 年 3 月 21 日

各 位

会 社 名 株式会社バーテックス スタンダード
代表者名 代表取締役社長 長谷川 淳
(JASDAQ・コード：6821)
問合せ先 取締役 根岸 良直
TEL： (03) 5725-6112

定款一部変更及び全部取得条項付株式の取得に関する承認決議のお知らせ

当社は、平成 20 年 3 月 5 日付「定款の一部変更及び全部取得条項付株式の取得に関するお知らせ」（以下、「平成 20 年 3 月 5 日付当社プレスリリース」といいます。）にてお知らせいたしましたとおり、本日、当社定款の一部変更及び当該変更によって全部取得条項が付された当社普通株式の全部の取得について、臨時株主総会及び普通株主様による種類株主総会に付議しましたところ、下記のとおり、いずれも承認可決されましたので、お知らせいたします。

記

1. 当社定款の一部変更等の内容

当社は、平成 20 年 3 月 5 日付当社プレスリリースにてお知らせしましたとおり、以下の内容の当社定款の一部変更及び当社の全部取得条項付普通株式の全部の取得（以下、総称して「本定款の一部変更等」といいます。）について必要なご承認をいただくため、本日、臨時株主総会（以下、「本臨時株主総会」といいます。）及び普通株主による種類株主総会（以下、「本種類株主総会」といいます。）を開催いたしました。

- ① 当社定款の一部を変更し、A 種種類株式を発行する旨の定めを新設すること。
- ② 上記①による変更後の当社定款の一部を変更し、当社普通株式に、当社が株主総会の決議によってその全部を取得する条項（以下「全部取得条項」といいます。）を付す旨の定めを新設すること（なお、全部取得条項が付された後の当社普通株式を、以下「全部取得条項付普通株式」といいます。）。
- ③ 会社法第 171 条ならびに上記①および②による変更後の当社定款に基づき、株主総会の決議によって、当社が、株主様（当社を除きます。）から当社

の全部取得条項付普通株式全て（自己株式を除きます。）を取得し、当該取得と引換えに、当社は、各株主様に対して、取得対価としてA種種類株式を交付すること。

2. 当社定款の一部変更（本定款の一部変更等のうち①及び②）の承認決議

(1) 承認可決された事項の内容

本定款の一部変更等の①及びこれに伴う所要の定款変更は、本臨時株主総会における第2号議案として付議され、承認可決されました。本定款の一部変更等の②は、本臨時株主総会における第3号議案及び本種類株主総会における議案として付議され、いずれも承認可決されました（本臨時株主総会第2号議案にかかる定款変更の内容は、平成20年3月5日付当社プレスリリースの定款の一部変更の件その1にかかる変更の内容のとおりであり、本臨時株主総会第3号議案及び本種類株主総会における議案にかかる定款変更の内容は、同プレスリリースの定款の一部変更の件その2にかかる変更の内容のとおりです。）。

(2) 定款変更の効力の発生

本定款の一部変更等の①及びこれに伴う所要の定款変更の効力は、本臨時株主総会における承認可決をもって本日発生いたしました。これに伴い、本定款の一部変更等の②の効力は、本臨時株主総会及び本種類株主総会における承認可決により、平成20年4月26日(土)に発生いたします。

3. 全部取得条項付普通株式の取得（本定款の一部変更等のうち③）の承認決議

(1) 承認可決された事項の内容

全部取得条項付普通株式の取得（本定款一部変更等のうち③）は、その実施のための他の必要事項の決定を取締役会にご一任いただくことを含めて本臨時株主総会における第4号議案として付議され、承認可決されました。当該議案の内容は、平成20年3月5日付当社プレスリリースにおいてお知らせいたしましたとおり、会社法第171条ならびに本定款一部変更等のうち①及び②による一部変更後の当社定款に基づき、当社が、株主様（当社を除きます。）から全部取得条項付普通株式全て（自己株式を除きます。）を取得し、当該取得と引換えに、当社は、各株主様に対して、取得対価として全部取得条項付普通株式1株につき、本定款一部変更等のうち①によって設けられるA種種類株式0.00000719株の割合をもって交付するものです。この際、株式会社MI（以下「MI」といいます。）及び東幸技研株式会社（以下「東幸技研」といいます。）以外の各株主様に対して取得対価として割り当てられるA種種類株式の数は、1株未満の端数となる予定です。

(2) 全部取得条項付普通株式の取得の効力の発生

全部取得条項付普通株式の取得の効力は、本臨時株主総会における承認可決により、本定款一部変更等のうち②の効力発生を条件として、平成 20 年 4 月 26 日(土) (以下「取得日」といいます。) に発生いたします。

(3) 全部取得条項付普通株式の取得の実施に関する手続

全部取得条項付普通株式の取得の効力が発生した場合、上記のとおり、当社は、全部取得条項付普通株式の取得と引換えに、取得日において、取得日の前日の最終の当社の株主名簿（実質株主名簿を含みます。）に記載または記録された全部取得条項付普通株式の株主様（当社を除きます。）に対して、その所有する全部取得条項付普通株式 1 株につき、A 種種類株式を 0.00000719 株の割合をもって交付します。これに伴い、当社の普通株式を表章する株券（本日現在当社の発行する全ての株券が該当します。）は、取得日の到来をもって無効となりますので、当社普通株式にかかる株券を所有の方は、その株券を株券提出期間（平成 20 年 3 月 25 日(火)から平成 20 年 4 月 26 日(土)まで) 内にご提出下さいますようお願いいたします。

また、株主様に対して交付される A 種種類株式が 1 株未満の端数となる場合には、1 株未満の端数の合計数（ただし、会社法第 234 条第 1 項により、その合計数に 1 株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。）に相当する数の A 種種類株式については、会社法第 234 条第 2 項に基づき、裁判所の許可を得て M I に売却することを予定しており、売却により得られた代金をその端数に応じて株主様に交付します。この場合の当社 A 種種類株式の売却金額につきましては、必要となる裁判所の許可が予定どおり得られた場合には、各株主様が保有する全部取得条項付普通株式の数に金 2,214 円（M I が当社普通株式に対して公開買付けを行った際における買付価格）を乗じた金額に相当する金銭を、各株主様に交付できるような価格に設定することを予定しております。しかし、裁判所の許可が得られない場合や、計算上の端数調整が必要な場合などにおいては、実際に交付される金額が上記金額と異なる場合もあります。

(4) 全部取得条項付普通株式の取得にかかる今後の日程

- | | |
|---|---------------------|
| ① 整理ポストへの割当て | 平成 20 年 3 月 22 日(土) |
| ② 株券提出手続きの開始日 | 平成 20 年 3 月 24 日(月) |
| ③ 当社普通株式にかかる株券の売買最終日 | 平成 20 年 4 月 21 日(月) |
| ④ 当社普通株式にかかる株券の上場廃止日 | 平成 20 年 4 月 22 日(火) |
| ⑤ 当社による全部取得条項付普通株式の取得及び
A 種種類株式の交付の基準日 | 平成 20 年 4 月 25 日(金) |

- | | |
|--|---------------|
| ⑥ 株券提出の期限 | 平成20年4月26日(土) |
| ⑦ 当社による全部取得条項付普通株式の取得及び
A種種類株式の交付の効力発生日 | 平成20年4月26日(土) |

※ 当社普通株式の株主様に対して当社が交付する当社の新たな A 種種類株式については、ジャスダック証券取引所に対する上場申請は行いません。また、本定款一部変更等の結果、当社普通株式にかかる株券は、ジャスダック証券取引所の株券上場廃止基準に該当しますので、平成20年3月22日から平成20年4月21日までの間整理ポストに割り当てられた後、平成20年4月22日をもって上場廃止となる予定です。上場廃止後は、当社普通株式にかかる株券をジャスダック証券取引所において取引することはできません。

以 上